

平成19年度入札契約制度の改正について

第1 入札契約制度改正の基本方針

地方自治体の入札契約制度の改正は、談合等の不正行為を防止し、より公正で透明性の高い公共調達の実現を図り、地方行政に対する国民の信頼を確保するとともに、今後の地方分権改革を推進していく上でも極めて重要であり、とりわけ、平成21年に政令指定都市移行を目指す本市にとっては喫緊の課題となっています。

このため、本市では、平成21年4月を目途に、政令指定都市にふさわしいより公正で透明性、競争性の高い入札契約制度を構築することにしました。

具体的な内容については、今後検討することになりますが、その基本方針は、

○ 一般競争入札への移行

原則として工事・物品・委託契約の全ての入札を入札参加資格事後審査型一般競争入札（条件付）へ移行する（公募型指名競争入札、指名競争入札の廃止）。

○ 電子入札制度の導入

電子入札制度を導入し、原則として工事・物品・委託契約の全ての入札を対象とするとともに、全面的に電子申請へ移行する。

○ 入札事務の適正化

原則として工事・物品・委託契約の全ての入札事務を専門の契約担当部門において執行する。

○ 低入札価格調査制度等の見直し

品質確保やダンピング防止等の観点から、国のダンピング対策等も踏まえ、低入札価格調査の方法等を見直すとともに、最低制限価格制度、高落札率入札調査制度についても必要な見直しを行う。

○ 総合評価方式、入札ボンドの導入検討

などであり、本年度から順次必要な改正を行います。

第2 各契約に共通する事項

1 平成19年度の主な改正点

(1) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する規程の一部改正

ア 入札参加資格の不適合事項に、暴力団関係者が経営に関与していると認められる者を明記するとともに、有資格者名簿登載後に当該事実が判明した場合には、指名停止した上で有資格者名簿から削除し、以後、入札参加資格審査申請を認めないこととする。

イ 岡山市指名停止基準別表第7項第1号ア及び第2号ア（本市発注工事等に係る独占禁止法違反、談合等）、第8項第1号（本市職員に対する贈賄等）、第9項（本市職員に対する反社会的行為）及び第11項第2号から第8号（暴力的不法行為等）に該当し、指名停止された者は、有資格者名簿から削除するとともに、以後1年間ないし2年間入札参加資格審査申請を認めないこととする。

※ 実施時期 平成19年7月1日

(2) 岡山市契約規則及び契約約款，契約書の一部改正

ア 談合その他の不正行為の場合における賠償金の増額

契約の相手方が，当該契約に関し独占禁止法違反，競売入札妨害・談合，贈賄を行った場合の損害賠償金を，現在の契約金額の100分の10から100分の20に増額する。

イ 指名停止を受けた者の入札の無効を規定

入札後落札決定までの間に，本市の指名停止を受けた者がした入札を無効とする。

ウ 指名停止を受けた者との契約締結拒否を規定

落札決定後契約締結までの間に，岡山市指名停止基準別表第7項第1号ア及び第2号ア（本市発注工事等に係る独占禁止法違反，談合等），第8項第1号（本市職員に対する贈賄等），第9項（本市職員に対する反社会的行為）又は第11項（暴力的不法行為等）に該当し，指名停止された場合は，契約締結を拒否できることとする。

エ 指名停止を受けた者に対する契約解除を規定

契約締結後，上記ウの事由により指名停止された場合は，契約を解除することができることとする。

オ 指名停止期間中等の者の下請負等の禁止を規定

本市における指名停止期間中の指定業者又は指名停止を理由として有資格者名簿から削除された後指名停止期間が満了していない者を，契約の全部又は一部の下請負者若しくは受託者又は契約保証人とすることを禁止する。

※ 実施時期 平成19年7月1日

(3) 岡山市指名停止基準及び岡山市指名停止基準における指名停止期間等の算定基準の一部改正

ア 2以上の事案により同日付けで指名停止するときは，事案ごとの指名停止期間を合算した期間（24月を超えるときは24月とする。）の範囲内で指名停止期間を定めるものとする。

イ 現に指名停止中である者に対し，別の事案で指名停止するときは，当該指名停止事由に規定する指名停止期間に，現に指名停止中の事案の指名停止期間の残存期間を加算した期間（24月を超えるときは24月とする。）の範囲内で指名停止期間を定めるものとする。

ウ 下請負等の禁止の対象者に，「指名停止を理由として本市の有資格者名簿から削除された後当該指名停止期間が満了していない者」を加える。

エ 指名留保事由に，「本市発注の建設工事において，下請負代金等の未払いにより訴えを提起され，支払いを命ずる判決が確定したとき，又は下請負代金等を支払うこと内容とする仲裁裁定が下され若しくは和解が成立したとき。当該下請負代金等の支払いが確認できるまでの期間」を加える。

オ 別表の指名停止事由第4項から第10項までのいずれかに該当した場合に，正当な理由なく報告を怠ったとき，又は報告を求められたにもかかわらず期限までに報告しなかったときは，事案発生からの期間に応じ，1月単位で加算するものとする。

カ 別表を次のとおり改める。

指 名 停 止 事 由	指名停止期間
<p>1 (虚偽記載) 本市が発注する請負契約等に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格審査申請書、競争参加資格確認資料等に虚偽の記載をし、請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から <u>3月以上12月以内</u></p>
<p>2 (粗雑工事等) (1) 本市が発注する工事等に対し、故意又は過失により粗雑にしたと認められるとき(軽微なものを除く。) (2) 本市が発注する物品の納入に当たり、製造が粗雑又は品質が適正でないと認められるとき(軽微なものを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から <u>3月以上12月以内</u></p>
<p>3 (契約違反及び契約締結拒否) (1) 2の項に掲げるとき以外のときで、本市と締結した請負契約等に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (2) 正当な理由がなく、請負契約等を締結しなかったとき。 (3) 本市が発注する低入札価格調査対象工事の入札において、消費税抜き許容価格の3分の2未満の額で落札を決定された者が、正当な理由がなく、請負契約等を締結しなかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から <u>3月以上12月以内</u> <u>3月以上12月以内</u> <u>6月以上24月以内</u></p>
<p>4 (安全管理等の不適切) (1) 本市発注の工事等に関するもの ア 公衆に死傷者を生じさせたとき。 イ 工事関係者に死傷者を生じさせたとき。 ウ ア、イ以外のときで、安全管理等の不適切により、重大な事故につながるおそれがあったとき。 (2) 本県内の本市発注以外の工事等に関するもの ア 公衆に死傷者を生じさせたとき。 イ 工事関係者に死傷者を生じさせたとき。 (3) 本県外の工事等に関し、公衆又は工事関係者に多数の死傷者を生じさせる重大事故を起こしたとき。</p>	<p>当該認定をした日から <u>3月以上12月以内</u> <u>3月以上9月以内</u> <u>2月以上6月以内</u> <u>2月以上6月以内</u> <u>1月以上3月以内</u> <u>1月以上3月以内</u></p>
<p>5 (関係法令違反) (1) <u>有資格者名簿に登載された業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</u> ア 本市発注の工事等に関するもの <u>(ア) 代表者又は役員</u> <u>(イ) 管理的地位にある者</u> <u>(ウ) 一般職員(日々雇用者を除く)</u> イ 本県内の本市発注以外の工事等に関するもの <u>(ア) 代表者又は役員</u> <u>(イ) 管理的地位にある者</u> <u>(ウ) 一般職員(日々雇用者を除く)</u> ウ 本県外の工事等に関するもの</p>	<p>当該認定をした日から <u>6月以上24月以内</u> <u>5月以上18月以内</u> <u>3月以上12月以内</u> <u>5月以上18月以内</u> <u>3月以上12月以内</u> <u>3月以上9月以内</u></p>

<p><u>(ア) 代表者又は役員</u> <u>(イ) 管理的地位にある者</u> <u>(ウ) 一般職員（日々雇用者を除く）</u></p> <p>(2) <u>有資格者名簿に登載された業務に関する法令の規定に基づき、当該法令を所管する官庁から行政処分を受けたとき。</u></p>	<p><u>3月以上12月以内</u> <u>3月以上9月以内</u> <u>2月以上6月以内</u> <u>3月以上12月以内</u></p>
<p>6 (労働基準法等労働関係法令違反) 労働基準法(昭和22年法律第49号)等労働関係法令に違反し、労働基準監督署から送検されたとき。</p> <p>(1) 本市発注の工事等に関するもの (2) 本県内の本市発注以外の工事等に関するもの (3) 本県外の工事等に関するもの</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p><u>3月以上12月以内</u> <u>2月以上6月以内</u> <u>1月以上3月以内</u></p>
<p>7 (独占禁止法違反、談合等)</p> <p><u>(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、本市が発注する請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。</u></p> <p><u>ア</u> 本市発注の工事等に関するもの <u>イ</u> 本県内の本市発注以外の工事等に関するもの <u>ウ</u> 本県外の工事等に関するもの</p> <p><u>(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反、談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</u></p> <p><u>ア</u> 本市発注の工事等に関するもの</p> <p><u>(ア) 代表者又は役員</u> <u>(イ) 管理的地位にある者</u> <u>(ウ) 一般職員(日々雇用者を除く。)</u></p> <p><u>イ</u> 本県内の本市発注以外の工事等に関するもの</p> <p><u>(ア) 代表者又は役員</u> <u>(イ) 管理的地位にある者</u> <u>(ウ) 一般職員(日々雇用者を除く。)</u></p> <p><u>ウ</u> 本県外の工事等に関するもの</p> <p><u>(ア) 代表者又は役員</u> <u>(イ) 管理的地位にある者</u> <u>(ウ) 一般職員(日々雇用者を除く。)</u></p>	<p>当該認定をした日から</p> <p><u>6月以上24月以内</u> <u>5月以上18月以内</u> <u>3月以上12月以内</u></p> <p><u>6月以上24月以内</u> <u>5月以上18月以内</u> <u>3月以上12月以内</u></p> <p><u>5月以上18月以内</u> <u>3月以上12月以内</u> <u>3月以上9月以内</u></p> <p><u>3月以上12月以内</u> <u>3月以上9月以内</u> <u>2月以上6月以内</u></p>
<p>8 (贈賄等)</p> <p>贈賄の容疑又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)に定めるあっせん利得の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 本市職員(本市が資本金の2分の1以上を出資している法人の役員又は職員を含む。)に対するもの</p> <p><u>ア</u> 代表者又は役員 <u>イ</u> 管理的地位にある者 <u>ウ</u> 一般職員(日々雇用者を除く。)</p> <p>(2) 本県内の国及び本市を除く地方公共団体の職員(国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上を出資している法人の役員又は職員を含む。)に対するもの</p> <p><u>ア</u> 代表者又は役員</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p><u>24月</u> <u>18月</u> <u>12月</u></p> <p><u>5月以上18月以内</u></p>

<p>イ 管理的地位にある者 ウ 一般職員(日々雇用者を除く。)</p> <p>(3) 本県外の国及び地方公共団体の職員(国又は地方公共団体が2分の1以上を出資している法人の役員又は職員を含む。)に対するもの ア 代表者又は役員 イ 管理的地位にある者 ウ 一般職員(日々雇用者を除く。)</p>	<p>3月以上12月以内 3月以上9月以内</p> <p>3月以上12月以内 3月以上9月以内 2月以上6月以内</p>
<p>9 (本市職員に対する反社会的行為) 本市職員(本市が資本金の2分の1以上を出資している法人の役員又は職員を含む。)に対する公務執行妨害, 職務強要, 恐喝, 暴力的行為等の反社会的行為により, 裁判官の発する令状による差押え, 捜索若しくは検証を受け, 若しくは逮捕され, 又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表者又は役員 (2) 管理的地位にある者 (3) 一般職員(日々雇用者を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>24月 18月 12月</p>
<p>10 (反社会的行為) 公務執行妨害, 職務強要, 恐喝, 詐欺, 横領, 暴力的行為等の反社会的行為により逮捕され, 又は逮捕を経ないで公訴を提起され, 本市が発注する請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき(前項に該当する場合を除く。) ア 代表者又は役員 イ 管理的地位にある者 ウ 一般職員(日々雇用者を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6月以上24月以内 5月以上18月以内 3月以上12月以内</p>
<p>11 (暴力的不法行為等) 次の各号に該当するものとして, 関係行政機関から通報又は回答があり, 本市が発注する請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 指定業者又は指定業者の役員等が, その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき, 又は暴力団関係者が指定業者の経営に実質的に関与していると認められるとき。 (2) 指定業者, 指定業者の役員等又は指定業者の経営に実質的に関与している者(以下「指定業者関係者」という。)が, 自社, 自己若しくは第三者の不正な利益を図り, 又は第三者に損害を加える目的をもって, 暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。 (3) 指定業者関係者が, 暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人, 組合等(以下「暴力団関係法人等」という。)に対して 直接又は間接を問わず資金等を提供し, 又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し, 若しくは関与していると認められるとき。 (4) 指定業者関係者が, 暴力団又は暴力団関係者と密接な関</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>24月 18月 18月 12月</p>

<p>係を有していると認められるとき。</p> <p>(5) 指定業者関係者が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(6) 指定業者関係者が、暴力団関係法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>(7) 指定業者関係者が、暴力団関係法人等であることを知りながらこれを下請負の相手方としたとき。</p> <p>(8) 指定業者関係者が、本市発注工事等の契約を履行するに当たり、暴力団関係法人等であることを知りながら、当該法人等から資材、原材料等を購入し、又は産業廃棄物処理施設として使用したとき。</p> <p>(9) 指定業者関係者が、入札、随意契約のための見積り及び契約の履行に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注機関に届け出なかったとき。</p>	<p>12月</p> <p>12月</p> <p>12月</p> <p>12月</p> <p><u>2月以上</u>6月以内</p>
<p>12 (不正又は不誠実な行為)</p> <p>前各号に掲げる場合のほか、次に例示するような不正又は不誠実な行為をし、本市が発注する請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札の公正を害すべき行為</p> <p>(2) 入札において、本市担当職員の指示に従わないなど入札の秩序を乱す行為</p> <p>(3) 本市の非公開文書を入手し、これを利用して入札に参加する行為</p> <p>(4) 業務に関し、<u>本市職員に対して脅迫的・暴力的言動を行う行為</u></p> <p>(5) 業務に関し、<u>執拗な抗議等を行い、本市職員の執務を妨害する行為</u></p> <p>(6) 主任技術者・監理技術者・現場代理人等について、虚偽の届け出を出す行為</p> <p>(7) 第4項各号に係る事故について、報告を怠る行為</p> <p>(7) 本市発注工事において、正当な理由なく、本市の書面による指示に従わない場合</p> <p>(8) 本市発注工事において、「岡山市建設工事高落札率入札調査要綱」に基づき入札価格の内訳書の提出を求められた場合に、正当な理由なく、指定された期限までに所定の内訳書を提出しない行為</p> <p>(9) 本市発注工事において、提出された入札価格の内訳書の内容を調査した結果、明らかに適正な積算に基づいて入札価格が設定されていないと認められる場合</p> <p>(10) その他不正・不誠実な行為により、本市に損害を生じさせる行為</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p><u>3月以上</u>12月以内</p> <p>(指名停止期間に加算する方法に変更)</p>

※ 実施時期 平成19年7月1日

2 平成20年度の改正目標

(1) 入札契約制度改正時期の変更

入札契約制度の改正時期を、現在の毎年7月1日から毎年4月1日に変更する。

(2) 電子申請制度の対象拡大

電子申請の対象を、現在の工事契約に係る入札参加資格審査申請及び特殊工事公募型を除く郵便入札参加申請から、電子入札の導入に向け、工事・物品・委託契約全ての各種申請に拡大する。

3 平成21年度の改正目標

○ 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する規程の一部改正

現在、工事契約については、毎年4月に入札参加資格審査申請受付を行い、7月に有資格者名簿に登載（有効期間 7月～翌年6月）し、工事契約以外については、隔年の4月に申請受付を行い、7月に有資格者名簿に登載（有効期間 7月～翌々年6月）しているが、受付時期の見直しを行い、有資格者名簿の有効期間を毎年4月から翌年3月に変更する。

第3 工事契約関係

1 平成19年度の主な改正点

(1) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する規程の一部改正

経営事項審査に基づく総合評定値に加算する主観点数のうち、ISO9000シリーズ認証取得者の加算を、現在の総合評定値の100分の2から100分の4に、ISO14000シリーズ認証取得者の加算を、現在の100分の1から100分の2にそれぞれ変更する。

※ 実施時期 平成19年 7月 1日

(2) 岡山市建設工事一般競争入札実施要綱の一部改正

ア 対象の拡大

一般競争入札の対象を、現在の許容価格10億円以上の工事から許容価格5億円以上の工事にまで拡大する。

ただし、土木・建築工事については、従来どおり、許容価格8億円以上10億円未満は市内業者及び従業員数10人以上の準市内業者のみを、許容価格5億円以上8億円未満は市内業者のみを対象とする。

※ 実施時期 平成19年 7月 1日

イ 設計図書の無償電子化

一般競争入札に係る設計図書について、現在の有償配付から、一般競争入札の対象拡大にあわせ、公募型指名競争入札と同様に、インターネット上の契約課ホームページからの無償ダウンロード取得に変更する。

※ 実施時期 平成19年 7月 1日

ウ 事後審査型への移行

一般競争入札の参加資格審査について、現在の事前に入札参加希望者の資格審査をした上で、適格者のみを入札に参加させる事前審査型から、入札後に落札候補者の資格審査を行う事後審査型に移行する。これにあわせ、事後審査型一般競争入札については、原則と

して入札書郵送後の辞退は認めないこととし、真にやむを得ないと認められる理由以外で辞退する場合は、指名停止するものとする。

※ 実施時期 平成19年10月1日

(3) 岡山市建設工事公募型指名競争入札の試行に関する要綱の一部改正

公募型Ⅲの土木工事に参加できる特A上の業者の地域要件を、許容価格3億円未満2億円以上については、現在の大エリアから市内全域に、許容価格2億円未満1億円以上については、現在の中エリアから大エリアにそれぞれ変更する。

※ 実施時期 平成19年7月1日

(4) 岡山市建設工事特殊工事公募型指名競争入札の試行に関する要綱の一部改正

ア 市内業者の地域要件の緩和

特殊工事公募型指名競争入札については、現在、市内業者の場合、ランク、金額帯によって入札参加可能エリアを限定しているが、これを、JR近接工事を除いて、エリアによる限定を廃止し、他の入札参加資格、条件を満たしていれば、市内全域で入札に参加できるように改正する。

イ JR近接工事の工事管理者配置条件の緩和

JR近接工事の入札参加条件のうち、工事管理者の配置要件を、現在の工事管理者2名以上を雇用し、かつ、1名を工事に専任で配置できることから、工事管理者1名以上を雇用し、かつ、近接箇所の工事期間中専任で配置できることに変更する。

※ 実施時期 平成19年7月1日

(5) 岡山市建設工事定型公募型指名競争入札の試行に関する要綱の一部改正

定型公募型指名競争入札の対象を、現在の許容価格5000万円以上1億円未満の工事から、許容価格2500万円以上1億円未満の工事にまで拡大する。

※ 実施時期

- ・ 土木工事 平成19年7月1日
- ・ 土木以外 平成19年10月1日

(6) 岡山市建設工事郵便入札の試行に関する要綱等の一部改正

ア 入札書等の郵送方法の変更

入札書等の郵送方法を、現在の一般書留、簡易書留又は配達記録郵便のいずれかの方法による郵送から、配達記録郵便のみに変更する。

※ 実施時期 平成19年7月1日

イ 郵便入札における立会人選定要領の廃止等

郵便入札における立会人については、現在、立会人選定要領に基づき、あらかじめ入札参加者の中から3人を選定して、開札立会依頼書により立会を依頼した上で立会を求めているが、立会人選定要領を廃止し、入札参加者の代表者で立会を希望する者が立会できるように変更する（代理人の場合は、委任状の提出が必要）。ただし、立会希望者が多数の場合、立会を制限することがある。

※ 実施時期 平成19年7月1日

ウ 通常型指名競争入札の郵便入札への移行等

通常型指名競争入札の入札方法を、現在の入札参加者が一堂に会

して行う通常入札から、郵便入札に変更する（全ての入札での郵便入札の実施）。

これに伴い、通常型指名競争入札の設計図書についても、有償配付から、インターネット上の契約課ホームページからの無償ダウンロード取得に変更するとともに、指名通知時における指名業者名の事前公表を廃止し、入札終了後、入札結果と併せて指名業者名を公表することとする。

※ 実施時期 平成19年10月1日

(7) 岡山市工事成績評定活用基準及び岡山市優良工事施工業者表彰基準の一部改正

ア 累積点が消滅する場合に、

○ 工事成績表定評の評定項目中に d 以下の評定があったとき。
を加える。

イ 優良工事施工業者として表彰推薦しないことができる場合に、

○ 対象となった期間中の工事において、工事成績評定表の評定項目中に d 以下の評定があったとき。

○ その他委員会が表彰にふさわしくないと認めたとき。

を加える。

※ 実施時期 平成19年7月1日

(8) 岡山市建設工事の最低制限価格計算式の公表等の試行に関する要領の一部改正

最低制限価格の決定方式を、現在の

$\text{許容価格} \times 0.75 + \text{許容価格} \times 0.025X + \text{許容価格} \times 0.025Y$

（X，Yは-1.0から1.0までの0.1単位の変数で、抽選により決定。

許容価格の70%～80%の間で変動）から、

$\text{許容価格} \times 0.7 + (\text{有効入札価格の平均} - \text{許容価格} \times 0.7) \times$
 $(\text{有効入札価格の最高入札率} - \text{有効入札価格の最低入札率})$

（注）有効入札価格：無効、許容価格の70%未満及び許容価格の90%以上の入札書を除いた入札価格。有効入札価格が2者以下の場合の最低制限価格は許容価格の70%

に変更する。

※ 実施時期 平成19年10月1日

(9) 岡山市建設工事高落札率入札調査要綱の一部改正

高落札率入札調査を行う基準を、現在の許容価格の95%以上から、90%から95%の間で変動させる方法に変更し、その計算式を

$\text{許容価格} \times 0.9 + (\text{許容価格} \times 0.95 - \text{入札価格の平均}) \times$
 $(\text{入札価格の最高入札率} - \text{入札価格の最低入札率})$

（注）入札価格：無効及び許容価格の70%未満の入札書を除いた入札価格。調査基準価格が90%未満の場合は90%，95%以上の場合は95%

とする。

また、現在、落札率が調査基準以上の場合には、落札決定を保留した上で、通常型指名競争入札にあっては入札参加者から入札価格の内訳書の提出を求めて調査を行い、その他の入札にあっては入札書とともに郵送された内訳書に基づいて調査を行っているが、通常型指名競争入札の郵便入札移行に伴い、全ての入札について、入札価格の内訳書の事前提出を求めることとする。これに加えて、調査対象者のうち最

低価格入札者については、入札価格詳細内訳書の提出を求め、聞き取り調査を行うこととするが、提出期限までに入札価格詳細内訳書を提出しなかった場合は、当該業者を指名停止するとともに、入札を中止し、再度入札を行うこととする。

※ 実施時期 平成19年10月1日

2 平成20年度の改正目標

(1) 条件付き一般競争入札の対象拡大

事後審査型条件付き一般競争入札の対象を特殊工事公募型指名競争入札及び許容価格2500万円以上の公募型指名競争入札、定型公募型指名競争入札にまで拡大するとともに、地域要件を見直し、より競争性を高める。

(2) 入札参加資格審査申請の電子申請一本化

入札参加資格審査申請を、現在の電子申請と窓口受付の併用から、電子申請のみに変更する。

(3) 不良不適格業者の排除（事務所調査の強化）

指定業者の事務所調査については、現在、市内業者及び準市内業者のうち、原則として新規登録業者、事務所移転業者のみを対象としており、調査の結果問題点があれば是正されるまでの間指名留保しているが、対象を有資格者名簿に登載された市内業者、準市内業者全社とし、計画的に事務所調査を実施して、問題点が認められた業者については、是正されるまでの間指名留保することとする。

3 平成21年度の改正目標

(1) 事後審査型条件付き一般競争入札への完全移行と電子入札の導入

随意契約を除く全ての入札を事後審査型条件付き一般競争入札へ移行するとともに、電子入札を実施する。併せて、地域要件を再度見直し、より競争性を高める。

(2) 全ての申請手続きの電子申請への一本化

変更届を含め全ての申請手続きを電子申請に一本化する。

(3) 準市内業者参加可能入札の拡大検討

市内業者のみでは十分な入札参加可能業者数が確保できないと認められる工事を対象に、準市内業者の入札参加を認めることを検討する。

(4) 有資格者名簿登載有効期間の変更等

現在、毎年4月に入札参加資格審査申請の受付を行い、格付け等級を決定した後、7月に有資格者名簿に登載（有効期間 毎年7月1日～翌年6月30日）しているが、これを、入札参加資格審査申請は新規申請時のみとし、入札参加資格の有効期間は更新手続きにより無期限とすることに変更する。なお、更新申請（変更届）の受付は随時行い、毎年4月に格付け等級を決定した上で、有資格者名簿を更新（有効期間 毎年4月1日～翌年3月31日）するが、更新申請を行わなかった者は、入札参加資格を失い、有資格者名簿から削除することとする。

第4 物品契約関係

1 平成19年度の主な改正点

(1) 事後審査型条件付き一般競争入札及び郵便入札制度の導入

物品・印刷とも許容価格3200万円(20万SDR)以上の入札に事後審査型条件付き一般競争入札を導入し、郵便入札を実施する。

※ 実施時期 平成19年10月1日

(2) 入札参加者名の事後公表

入札参加者名の公表方法を、現在の指名通知時の事前公表から、入札終了後、入札結果と併せて公表する事後公表に変更する。

※ 実施時期 平成19年10月1日

2 平成20年度の改正目標

○ 事後審査型条件付き一般競争入札及び郵便入札の対象拡大

事後審査型条件付き一般競争入札を許容価格500万円以上の指名競争入札にまで拡大し、郵便入札を実施する。

3 平成21年度の改正目標

○ 事後審査型条件付き一般競争入札への完全移行と電子入札の導入

随意契約を除く全ての入札を事後審査型条件付き一般競争入札へ移行するとともに、許容価格1000万円以上の入札に電子入札を導入する。なお、当分の間は、1000万円未満は郵便入札とする。

第5 委託契約関係

1 平成19年度の主な改正点

(1) 共通

ア 単独随意契約の見直し

単独随意契約を見直し、真に単独随意契約によらなければならないもの以外は、原則として見積合わせ又は競争入札に移行するとともに、随意契約のチェック体制を強化する。

※ 実施時期 平成19年7月1日

イ 入札結果の公表

許容価格500万円以上の契約について、入札結果を公表する。

※ 実施時期 平成19年7月1日

ウ 指名業者数、地域要件等の指名基準の明確化、統一化

※ 実施時期 平成19年10月1日

(2) 随意契約を除く建設コンサルタント業務等（測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係建設コンサルタント業務）

ア 各業種ごとの等級区分表及び選定基準表に基づく指名競争入札の実施

※ 実施時期 平成19年10月1日

イ 3200万円以上の入札に条件付き一般競争入札（事前審査型）を導入

※ 実施時期 平成19年10月1日

2 平成20年度の改正目標

(1) 修繕料

ア 修繕工事の入札契約方法の変更

130万円以上の庁舎，施設，設備の修繕工事を，原則として建設工事と同じ入札契約方法に変更する。（入札契約事務～契約課，検査～担当課）

(2) 建設コンサルタント業務等

ア 事後審査型条件付き一般競争入札，郵便入札の一部導入と入札契約事務の契約課への一部移管

随意契約を除く建設コンサルタント業務等の入札に事後審査型条件付き一般競争入札を導入し，郵便入札を実施するとともに，入札契約事務を契約課に移管する。

イ 高落札率入札調査制度の導入

(3) 建設コンサルタント業務等を除く委託契約

○ 条件付き一般競争入札（事前審査型）の導入

3200万円以上の入札に条件付き一般競争入札（事前審査型）を導入する。

3 平成21年度の改正目標

○ 電子入札の導入

随意契約を除く建設コンサルタント業務等の入札に電子入札を導入する。

4 平成22年度の改正目標

○ 事後審査型条件付き一般競争入札への完全移行と電子入札の実施，入札契約事務の契約担当部門への集約

原則として，随意契約を除く全ての入札を事後審査型条件付き一般競争入札へ移行し，電子入札と郵便入札を併用実施するとともに，一部委任契約等を除き入札契約事務を専門の契約担当部門に集約する。

第6 その他

以下の事項について早急に検討，見直しを行い，できる限り早い時期の導入又は試行実施を目指す。

- 1 総合評価方式（簡易型，特別簡易型を含む）の導入検討
- 2 中間前払い金制度，入札ポンド制度の導入検討
- 3 JV対象工事の見直し（混合入札の導入検討等）
- 4 低入札価格調査制度の見直し（具体的な判断基準の設定等）
- 5 登録技術者の継続雇用期間の延長検討
- 6 技術資格取得者（舗装施工管理技術者，配管技能士，路面表示施工技能士等）限定入札の実施検討
- 7 平均完成工事高による入札参加制限の検討
- 8 小規模工事等少額契約制度の事後審査型条件付き一般競争入札，電子入札への移行を検討
- 9 優良工事施工業者表彰制度と優遇措置の見直し
- 10 障害者雇用や男女共同参画，子育て支援，ボランティア活動の推進等本市の政策に積極的に協力している事業所に対する優遇措置等の検討